

特集 どうなる!?
2014年の
鶏卵肉産業

米国のAW最新動向—2015年1月に実施になる カリフォルニア動物福祉州法 (Prop 2) の影響

(株)イシイ代表取締役社長 竹内 正博

はじめに

2015年1月から実施になる米
国カリフォルニア動物福祉州法 (P
rop 2) の養鶏業界への影響等に
ついて報告したい。

本誌2013年夏季特大号に、「米
国養鶏業界 (主に採卵業界) におけ
るアニマルウェルフェア (動物福祉)
の現状」と題して、筆者は米国動物
愛護協会 (H S U S) と採卵生産者
協会 (U E P) を訪問、小売市場調

査等を行った内容を「米国では、鶏
肉において消費者に動物福祉が認知
され始めているが、一歩先を行く採
卵業界においてケージフリー卵は市
民権を持ちつつあるように感じた」
と報告した。

最初に、動物福祉の原則である鶏
の五つの自由を簡単に説明したい。

① 飢えと渇きからの自由、② 物理的
不快からの自由、③ 痛み、病気、怪
我からの自由、④ 恐怖、苦悩からの
自由、⑤ 正常行動を表現する自由で
ある。動物福祉に重要な箇所として、

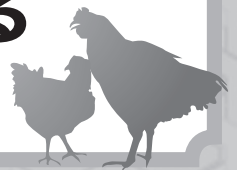
⑤ 鶏の正常行動 (つまり自然な行動
要求) が保証されなければならない
とされている。例えば、採卵鶏では、
止まり木へ止まり、産卵用巣づくり、
爪とぎのスクラッチング等である。
ブローラーでは、砂遊び、十分な空
間、適切な刺激等である。

採卵鶏の飼養設備であるエンリッ
チドケージ (改良型ケージ) は、ケ
ージの中に止まり木、巣箱、砂浴び場
を設置し、ケージ全体の床面積自体
も大きくしたもので、従来のパタ
リーケージよりも動物福祉に配慮し

た飼養システムといわれている。改
良型ケージは米国ではエンリッチド
コロニーとも呼ばれている。

1. 米国での採卵鶏の 動物福祉

現在、米国の採卵業界は飼養設
備に関して三つの方向に進んでい
る。一つは「エンリッチドケージ、
または平飼い鶏舎 (エイビアリー含
む)」である。2015年1月以後、
カリフォルニア州内で消費される卵
はこのタイプのケージまたは鶏舎等



で生産されなければならない。二つ目は住民投票制度がある23州(カリフォルニア州を除く)では「エンリッチャブル・ケージ」であり、従来型ケージと同様であるが、必要によりエンリッチドケージに転換できる構造になっている。もう一つの選択は、住民投票制度のない26州で従来型ケージの道もある。飼養設備は州により大きく異なってくる。

50州からなる米国では、24州の住民が住民投票で州法を可決することができる。24州の中で、カルフォルニア、ワシントン、オレゴン、ミシガン、オハイオの各州は、すでに住民投票で従来型ケージによる採卵鶏の飼養禁止法を可決している。5州の人口は全米の21%に当たる6600万人である。2015年1月に従来型ケージを禁止する初めての州が、全米人口の12%に当たるカリフォルニアである。

この5州では、採卵経営者は他の州(住民投票制度を持たない26州)で採卵農場を建設し、他の州で従業員を雇用し、他の州で卵を生産・販売し、他の州で税金を支払うということが起こり得る。近い将来、19州(24-5)も、5州と同様の州法

を住民投票で可決するかもしれない。こうした州法の影響もあり、動物福祉に配慮したケージフリー卵の市場占有率は2011年の5%から2012年には8%に増加している。

2. 米国でのブロイラーの動物福祉

2013年度米国民年間ブロイラー出荷羽数が88億羽として、動物福祉認定ブロイラー羽数は、1.4億羽(Global Animal Partnership 認証)、0.6億羽(Certified Humane 認証)、6億羽(American Humane Association 認証)の合計8億羽とすると、米国ブロイラー羽数全体の約一割と推測出来る。主な理由は、カリフォルニア州が州法Prop 2の実施を2015年1月より予定しているからである。

ブロイラーインテ企業の90%は、NCCの動物福祉ガイドラインを実行しており、定期的に第三者の外部監査を受けている。この外部監査は動物福祉を測定する指標の採点を行っており、業界平均の監査結果は90点位になるようである。ただし、米国の評価合計点785は、

企業責任(55)、孵卵場(135)、農場飼育(255)、捕獲と輸送(80)、処理場(260)から成っている。農場飼育評価は全体の32%にしかならないので、多くのインテ企業の評価は90点になると思われる。9月に大手ブロイラーインテ企業、タイソン社を訪問した際、動物福祉外部監査報告書を見る機会があった。確かに企業の良い評価を確認できた。また動物福祉についても、もう少し具体的な指標が盛り込まれて、2014年にNCCの動物福祉ガイドライン(2010年版)が改訂される予定である。

3. カリフォルニア州法と連邦法案

3.1. カリフォルニア州法(Prop 2)

Prop 2とはケージ内飼育家畜に関する基準で、州民発案の法令でケージ内の飼育を禁止し、違反は罰金となる。この法令は2008年11月4日にカリフォルニア州で行われた投票の結果、賛成63.2%、反対36.8%で可決され、2015年1月から適用される。その後、2010年7月に鶏卵のケージフ

リーをカリフォルニア州外業者にも義務化した。これにより、州外の鶏卵業者もカリフォルニア州に卵を出荷するためには、今後ケージフリーに切り替えるか、鶏が自由に動き回り羽を伸ばすことのできるケージに入れ替えることが求められる。

法令の概要は「肉用の子牛や採卵鶏、ブロイラー、母豚が寝転がったり、立ったり、反対の方を向いたり、羽を広げるのを妨げてはならない。ただし、輸送や家畜の駆り集め、卸売市場での管理、法で認められたと畜、研究、治療の際を除く。違反した場合、軽微なペナルティとして1000ドル以下の罰金か、180日以下の禁固刑を科す」というもの。同提案の採択は、従来型のケージ飼育の実質的な禁止につながるため、全米の鶏卵生産者らはUEPなどを通じて反対運動を展開していた。

カリフォルニア州の全住民約3600万人のうち、約1000万人が投票し、賛成票は約626万票であった。こうした法令が、米国で採択されたのは初めてであった。ちなみに、同州のレイヤー飼養羽数は約1990万羽で全米第5位。州外

の養鶏場は同州で消費される卵の半分を出荷している。

3. 2. 連邦法案 (King Amendment)

州法は連邦法案 (King Amendment) 可決で変更になる可能性がある。この連邦法案では、「ある特定の州法は他州に影響を与えない」という内容となっている。つまり、2010年7月にカリフォルニア州法令は鶏卵のケージフリーをカリフォルニア州外業者にも義務化した。しかし、この連邦法案が可決されると、州外の養鶏場は従来型ケージ飼育の卵をカリフォルニアに出荷できる。ただし、米国では州外との取引商品数は百何十にも及ぶために、この連邦法案は多くの業界に大きな影響を及ぼす。キング氏はアイオワ州の国会議員であり、アイオワは全米で最も多く採卵鶏が飼育されている州でもある。

2013年11月22日にUEP事務局長のグレゴリー氏にこの連邦法案成立の可能性を聞くと、次のように答えてくれた。「Prop 2成立可能性は40%位である」さらに、日本の採卵業界は動物福祉に今後どう対応すべきかを聞いた。その返事は

「エンリッチドケージを評価し、積極的にこの分野に業界として先取りをする。そして、動物福祉団体と相談をして、一緒に検討し結論を出してはどうか」という内容であった。

3. 3. 採卵農場と太平洋岸養鶏協会訪問

2013年12月5日に、筆者は(有)北海道種鶏農場の川上社長とカリフォルニア州サンフランシスコ近くのモダスト町にあるジェイエスグループ (JS West and Companies) (写真1) を、6日にサクラメント市にある太平洋岸養鶏協会 (Pacific Egg and Poultry Association) (写真2) を訪問して、Prop 2について話を伺った。

創業1947年のジェイエスグループは300名の従業員で運輸・飼料工場・採卵事業を行っており、3代目経営者のウエスト会長はUEPの役員でもあり、自社で成鶏180万羽を飼育している。3分の1の飼育システムはすでにエンリッチドケージに切り替え、残りの3分の2の従来型ケージは、州法に適合するケージに改造、またはエンリッチドケージに建て替える方向であ



写真2 太平洋岸養鶏協会のマードック事務局長 (左から2番目)



写真1 ジェイエスグループのウエスト会長 (中央)



写真4 フォスターファームの動物福祉認証チキン



写真3 エンリッチドケージ飼育の動物福祉認証卵

る。2015年1月にすべての飼育システムはProrp2に適合するよう設備投資をするために、会社は大きな設備投資を予定している。

会長にProrp2のデメリットとメリットを聞くと、デメリットは飼料要求率の悪化と設備投資のために生産コストが1ダース当たり10セント高くなること、産卵率と育成率は改善したとのことである。アイオア州からの輸送運賃は1ダース当たり12〜14セントするので、地元生産・地元販売は競争力を保てるとも言われた。また、エンリッチドケージで生産された卵は快適な飼育(Comfort Coop)ブランド名で大手スーパーマーケットのセーフウェイ(写真3)等で販売されていた。

動物福祉は、羽を伸ばせて、止まり木、毛づくろい、ネストより広いスペース、American Humane Association 認証と表示されていた。エンリッチドケージで生産された卵の売値は従来型ケージより高くなるのは困難のようである。会長は消費者に次のような要望を言われた。「エンリッチドケージ生産コストが1ダース当たり10セント高くなるので、消費者が1ダース当たり20セン

ト高く買ってくれると有難いのだが」

翌日、お会いした太平洋岸養鶏協会のマードック事務局長(写真2)はProrp2について次のように語ってくれた。「この動物福祉の州法は鶏の飼養スペースにのみ限定しており、数字的な基準は明確にされていない。2008年11月にこの州法が作られて、2015年1月にこの州法が実施される。わずか6年間しか猶予期間がない。太平洋岸のワシントン州とオレゴン州の州法実施猶予期間は15年あるようである。カリフォルニア州は常に一番に規制を作り規則を実施し、全米に嫌われている。それだけ、この州は都会の集合体であり、最先端をいく知識層が集まっている」

Prorp2は飼育密度を問題視している、プロイラー業界への影響はどうであろうか。カリフォルニア州でプロイラー市場占有率80%を占めるフォスターファーム社は、鶏の生産について動物愛護団体(American Humane Association)から認証(写真4)を取得して、動物福祉会社を強調している。会社は6カ月前より動物福祉の認証を取得

したところなので、認証マークは包装パックにシールを使用していた。

4. 議員連盟

4. 1. 日本

米国から2年遅れて、2013年4月24日に採卵業界で「自由民主党養鶏議員連盟」が、続いて8月7日にプロイラー業界で「自由民主党国産食鳥産業議員連盟」(写真5)が、設立総会を開催し、会長に大島理森氏(衆・青森3区、東日本大震災復興加速化本部本部長、元副総裁)を選出し、正式に採卵鶏とプロイラーの議員連盟として発足した。今後ともわが国の食鳥産業が維持・発展できるよう、議員連盟の先生方に国産鶏肉産業が生き残れるように食鳥検査料の無料化等の施策を期待したい。

4. 2. 米国

2013年6月26日に、米国鶏卵生産者(United Egg Producers=UEP)のチャッド・グレゴリーCEO(写真7)(前ジーン・グレゴリーCEOの息子さん)を(有)北海道種鶏農場の川上社長と筆者は訪問し



写真5 国産食鳥産業議員連盟総会

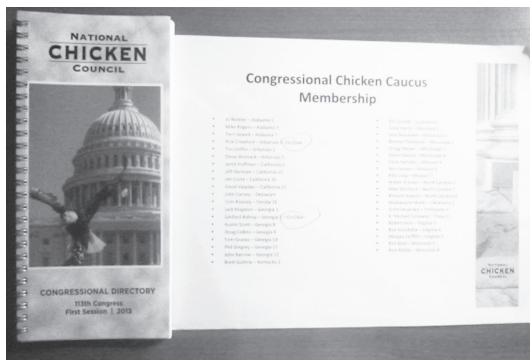


写真6 米国チキン議員連盟名簿



一般社団法人日本食鳥協会の西塚専務 (右から2番目)



写真7 UEP本部でグレゴリー氏(右)

た。話合いの中で一番印象に残ったグレゴリーCEOの言葉は、約3時間の意見交換が終わる頃に聞いた質問「エッグビル(エンリッチドケージ飼養連邦法案) 成立可能性は何%ですか?」に対する次の返事であった。「2週間前の連邦法成立可能性は70%から75%であったが、今は1%から2%になっている」。つまり、エッグビルの成立可能性はなくなるとCEOは言ったのである。再度、2013年11月にCEOに聞くと、「エッグビル成立可能性は2%」と変わらない返事が返ってきた。

2013年9月18日に、筆者は一般社団法人日本食鳥協会の西塚専務とNCC(写真8)を訪問して、ロエニック事務局長と食鳥検査制度とブロイラー議員連盟について意見交換をした。印象に残った事務局長の言葉は二つある。一つは、食鳥検査料の負担について条件があることである。食鳥検査は、国が食鳥検査料を支払うべき制度であるとしている。それと、NCCは予算の30%をロビー活動に当てており、ブロイラー議員連盟が2011年に設立されている。

まず、日本と米国の食鳥検査制度における相違点は食鳥検査料の負担者である。米国では、食鳥検査料は税金で支払われており、ブロイラーインテ企業は検査料を支払っていない。NCCのロエニック事務局長は我々に次のような話をしてくれた。「米国に輸出する鶏肉は、独立性と客観性の観点から国の税金が使用されたと食鳥検査に合格しなければなりません。つまり、食鳥検査料の民間企業負担で食鳥検査制度に合格した鶏肉は、米国への輸出は認められない。食鳥検査は国が食鳥検査料を支払うべき制度です」

わが国は米国と違い、国内の採卵鶏とブロイラーの民間企業が食鳥検査費用を負担しているため、米国に地鶏等の日本特産の鶏肉を輸出できないことになる。また、食鳥廃棄率は米国平均0.5%に比べて国内は2~4%と高く、しかも都道府県による格差も大きい。今後は米国への食鳥肉の輸出と食鳥検査制度の独立性と客観性確保が課題となってくるかもしれない。

40名の上院と下院国会議員からなる米国チキン議員連盟(Congressional Chicken Caucus)として2011

年度設立(写真6)は米国ブロイラー業界のために働いている。NCCは、ロビー活動を主な仕事としており、年間予算200万ドル(約2億円)の35%(7000万円)を、委員会(Political Action Committee)に20万ドル(2000万円)、3名のロビー活動人件費に50万ドル(5000万円)と重点的に充てている。

また、NCCの主なロビー活動は、エタノール原料としてのトウモロコシ義務化の撤回、つまりトウモロコシ以外の原料からエタノール生産を行うよう法律の改訂を目指している。加えて、米国のブロイラー生産は契約農家によって成り立っているが、政府はブロイラーインテ企業と契約農家との契約に干渉してきているので、インテ企業は農家との自由な契約を政府に要求している。米国では採卵業界でもロビー活動が盛んだが、議員連盟はないようである。

5. 国内ブロイラー業界の課題と対策

動物福祉は政治課題であり、消費者課題ではないといわれている。国際獣疫事務局(OIE)がこの世界

基準を作るということは、動物福祉は鶏卵と鶏肉を食する消費者だけが対象ではなく、すべての人類に向けられた大きな分野でもある。個人的な意見を言えば、基本的に動物福祉の主な目的は高病原性鳥インフルエンザ等の人畜共通感染症予防にあると思っている。

米国から動物福祉について学ぶことは多い。2013年5月のOIE総会で採択された「動物福祉とブロイラー生産基準コード」を順守する場合には、国内ブロイラー業界では公益社団法人畜産技術協会のガイドライン「アニマルウェルフェアの考え方に対応したブロイラーの飼養管理指針」を実践するとともに、①鶏舎で夜間に一定期間の暗期の実施、②出荷時に生鳥のキャッチングと輸送の改善、③処理場で適切なスタンピングの実施、④米国のような動物福祉評価と第三者監査ガイドラインの作成・実施を行っていくために、この分野の現状調査と実践に向けた設備改善と教育が必要であると思われる。これらが改善できれば、動物福祉は飼料要求率改善、脚弱防止、着死減少等に繋がる経済的メリットを生むし、1990年の食鳥検査制度

の改訂にも繋がると思われる。

最後に、2014年は国産食鳥産業議員連盟の先生方が米国を訪問し、日米議員連盟の議員が養鶏産業の共通課題について会合を持つていただければ有難いと願っている。